

会計処理	1. 損益均衡会計（資産見返負債）		
国立大学法人 会計基準の 現行の理念	固定資産の購入年度と償却年度のずれによる利益や損失の発生など、学長の経営責任によらない要件を排除し、公的セクターとして、教育・研究活動にかかる経営努力を表記する。【経営努力の測定】		
財源	1-1.運営費交付金、授業料	1-2.寄附金	1-3.機関補助金
変更に伴う課題	○会計の構造上生じる損益差額も踏まえて、経営状況を図ることとなる。 ○各年度の固定資産の購入規模によって、年度間での損益が変動し、黒字の年度や赤字の年度がより生じやすくなり、赤字の年度には目的積立金が計上できなくなる。	同左	同左
見込まれる法人 の影響・反応 (規模別)  ( 上段：大規模 下段：中小規模 )	○各年度、固定資産を一定規模で購入しているため、年度間の損益変動に与える影響は比較的小さいと見込まれる。	同左	同左
	○各年度の固定資産の購入規模が異なるため、年度間の損益が変動し、黒字の年度や赤字の年度がより生じやすくなる。(赤字の年度には目的積立金が計上できなくなる。 )	同左	同左
対応の方向性	○資産見返負債は、企業にとって最もわかりづらいという意見があることから、廃止する。 ○これにより、企業にとって大学の財務状況が理解しやすい財務諸表となる。	同左	同左（なお、資産見返補助金の考え方は、国際会計基準（IAS第20号）の補助金に関する繰延収益の考え方と整合するため、手法を維持するかについては別途検討を行う。）

※各項目の対応については、関係省庁との協議が必要

# 【制度別・財源別】これまでの議論を踏まえた会計基準改訂等の方向性 2/6

会計処理	2. 負債受けの会計処理（収益認識時点）			
国立大学法人 会計基準の 現行の理念	国立大学法人会計基準において負債は「過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が国立大学法人等に対して、将来、教育・研究の実施又は経済的便益の減少を生じさせるもの」と定義されており、この「義務」を履行するための資金を受け取った場合は負債計上し、その履行に応じて収益化を行う。【負債の定義に基づく収益化】			
財源	2-1. 運営費交付金、授業料	2-2. 寄附金	2-3. 機関補助金	2-4. 受託研究等
変更に伴う課題	○各大学が独自で決定した「学内プロジェクト」については、対外的な義務とする解釈が難しく、これまでの学内決定による債務繰越は不可能になると考えられる。	○受入時に寄附金収益が計上され、寄附金以外の利益と混ざることにより、これまで通りの受入総額での繰越が不可能になる。 ○会計年度に縛られない予算として利用されている現在のメリットを逸失することとなる。	-	-
見込まれる法人の影響・反応 (規模別)  ( 上段：大規模 下段：中小規模 )	○学内プロジェクトによる複数年に渡る計画的な事業の遂行が困難となり、法人の規模を問わず、貯めずに年度での使い切りが行われる可能性が高い。 【R1年度末の活用実績：全45法人・計207億円】	○寄附金以外の利益と混ざることとは、寄附者の意向に反することとなる。 ○研究者等にとって、融通の利かない予算となる。	-	-
対応の方向性	○現行の負債受けの会計処理は変更しない。 ○「運営費交付金債務」という名称が一般の利害関係者にとってわかりづらいという意見もあることから、「前受運営費交付金」等への名称変更を検討する。	○現在の法人・研究者のメリットを担保するため、会計処理は変更しない。 ○今後の大学の寄附金受入額の増加を見据えて、取扱いについては引き続き検討を行う。	○現行の負債受けの考え方は、国際公会計基準の考え方とも整合しており、変更は行わない。	○現行の負債受けの考え方は、企業会計基準の考え方とも整合しており、変更は行わない。

※各項目の対応については、関係省庁との協議が必要

会計処理	3. 損益外の会計処理	
国立大学法人 会計基準の 現行の理念	法人の運営責任の範囲外にある部分を損益計算から除外することで、法人の責任の範囲を明らかにし、経営努力を明示する。 【法人の責任の範囲の明確化】	
財源	3-1.政府出資、施設費	3-2.出資事業
変更に伴う課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○減価償却に対応する収益が発生しないため、法人の責任とはいえない構造的な損失が計上される。</li> <li>○会計の構造上生じる不可避免的な損失も踏まえて、大学の経営状況を図ることとなる。</li> <li>○損益赤字の法人が多く発生し、目的積立金の計上が困難となる。</li> <li>○会計理念上、施設整備の責任が大学にあることとなり、国が施設整備の予算措置を行う根拠が希薄になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人は出資事業に係る有価証券の取得にあたって国からの認可を要するなど、自らの判断のみでは実施が不可能であるが、この出資責任が大学にあることを会計理念上求めることに繋がり、大学発ベンチャー等を支援し、大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図るという出資事業の目的を毀損するおそれがある。</li> <li>○出資事業の活動成果が大学全体の目的積立金に影響を及ぼすこととなり、教育・研究活動に支障が生じる可能性がある。</li> </ul>
見込まれる法人 の影響・反応 (規模別) ( 上段：大規模 下段：中小規模 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計の構造上、不可避免的な損失が生じることとなり、損失に対する法人の意識の低下が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資事業で生じる損益が法人の責任の範囲としてPLに計上されるため、ベンチャー企業に対する出資に消極的になるおそれがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○赤字になることで目的積立金の計上が困難となり、貯めずに年度予算の使い切りが行われる可能性が高い。</li> </ul>	-
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の責任と法人の責任を明確に区別することが必要。</li> <li>○国においても、施設整備費の一層の確保に努める。</li> <li>○損益外コストをPLの欄外注記で開示することで、PLでフルコスト等が一括で見えるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損益外コストをPLの欄外注記で開示することで、PLでフルコスト等が一括で見えるようにする。</li> </ul>

※各項目の対応については、関係省庁との協議が必要

# 【制度別・財源別】これまでの議論を踏まえた会計基準改訂等の方向性 4/6

会計処理	4. 引当外の会計処理（退職給付・賞与）	5. 科研費の収益計上
国立大学法人 会計基準の 現行の理念	財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが明らかにされている場合には、引当金を計上しない。	科学研究費補助金は、研究代表者に交付される補助金であることから、預り金として処理する。
財源	4-1.運営費交付金	5-1.科研費（直接経費分）
変更に伴う課題	<p>&lt;企業会計による場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○退職給付債務の計上を開始する初年度において、退職給付費が増加（全法人で約75百億円）し、損失法人が発生する。</li> <li>○退職給付引当金の計算にあたり、簡便法の適用が難しくなる。</li> </ul> <p>&lt;独立行政法人会計による場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交付金で措置される退職給付債務を計上するとともに、損益均衡を図るため、退職給付引当金見返勘定を計上することになる。これにより、新たに見返勘定が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人に対する補助であるという現行制度において、直接機関収益に計上することは、会計の整理上、困難である。</li> <li>○機関収益に計上することした場合、消費税の計算が必要となり、法人の手続き負担が増える。</li> </ul>
見込まれる法人 の影響・反応 （規模別） （ 上段：大規模 下段：中小規模 ）	<p>&lt;企業会計による場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○負債計上の初年度はほぼすべての法人で赤字が見込まれ、目的積立金の計上に影響がある。</li> <li>○退職給付引当金を算定する事務コストが増える。</li> </ul>	-
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の処理を維持しつつ、債務やコストをBS・PLの注記に記載し、一括表示する形で明示することで、大学のフルコスト等が見えるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○科研費を含めた研究活動規模の実態を開示したいという大学からの要望がある。</li> <li>○所属機関の施設設備を使用して研究活動を行っていることや機関経理を行っている実態もあることから、現行どおり預り金として取り扱いつつ、PLの欄外注記で開示することで大学の科研費を含めた研究活動規模の実態が見えるようにする。</li> </ul>

※各項目の対応については、関係省庁との協議が必要

制度	6. 財源の内部留保	
国立大学法人 現行の制度	現行制度上、寄附金等の負債による繰越と、目的積立金（前中期目標期間繰越積立金）による繰越が認められている。	
財源	6-1.すべての財源（損益外処理となるものを除く）	6-2.法人債の償還財源として認められている財源
変更に伴う課題	-	-
見込まれる法人 の影響・反応 (規模別)  ( 上段：大規模 下段：中小規模 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「預金（資産）の特定化」の導入により、固定資産の取替更新財源として資金を確保することが可能となり、大学の規模を問わず、積極的な活用が見込まれる。</li> <li>○大学の裁量のもと利用することができる制度を予定しており、各大学のマネジメントの幅が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人債の償還財源を法人内部に留保していることを明示することにより、債権者（法人債の保有者）に対して安全性の説明を補完することができる。</li> </ul>
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・設備の維持・更新は大学にとって重要であることから、中長期的に取替更新のための資金を内部留保できる仕組みとして、「預金（資産）の特定化」の導入を検討する。</li> <li>○なお、間接経費による内部留保については、制度の在り方の議論を踏まえた上で対応を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人債の確実な償還については、国、債権者及び大学にとって重要であることから、法人債償還のための資金を内部留保できる仕組みとして、「預金（資産）の特定化」の導入を検討する。（「法人債償還特定資産」）</li> </ul>

※各項目の対応については、関係省庁との協議が必要

制度	7. 損益計算書における開示
国立大学法人 現行の開示	業務を実施するために要した費用とその財源を開示するという考え方に基づき、経常費用の科目全部を開示した次に経常収益の科目全部を開示するという様式になっている。
財源	7-1.すべての財源
変更に伴う課題	-
見込まれる法人 の影響・反応 (規模別) ( 上段：大規模 下段：中小規模 )	○ 大学の財務状況の把握や外部への説明がよりしやすくなる。
対応の方向性	○ステークホルダーに説明したい情報や開示方法については、大学によって様々であることから、活動別収支区分等の様式を会計基準で固定することにより、逆に各大学の財務情報の独自開示の取組を阻害しないよう、現行の表示区分を継続する。